

参加
無料

最低賃金引上げをチャンスに！ 業務改善助成金 セミナー



業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引上げ生産性向上に資する設備投資等（機器・設備の導入、コンサルティングなど）を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業場



- ・ 中小企業 / 小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付要件事由がないこと

セミナー内容



- ・ 業務改善助成金の概要
- ・ 助成率 / 助成額
- ・ 申請手続きの流れ
- ・ 対象事業場
- ・ 活用事例
- ・ 必要書類等

QRコードからも
お申込みできます

日時

2026年

8月24日 月

13:30 ~ 15:00 セミナー

15:00 ~ 16:00 個別相談会 (要予約)



会場

東彼商工会 本所2F

(東彼杵郡川棚町百津郷364-185)

講師

長崎働き方改革推進支援センター
センター事業専門家
社会保険労務士 塩見 英敏



申込書

必要事項をご記入いただき
FAXでお申込みください。

FAX 095-893-8271

申込締切
8/21(金)

会社名	業種
住所	TEL
申込者氏名	従業員数
セミナー後の個別相談を希望しますか	希望する ・ 希望しない

お問い合わせ



東彼商工会

〒859-3605 東彼杵郡川棚町百津郷364-185

TEL 0956-82-2068 FAX 0956-83-2449



厚生労働省委託事業

長崎働き方改革推進支援センター

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F

TEL 0120-168-610 FAX 095-893-8271

✉ nagasaki@workstylereform.net